

# 令和4年度市民まちづくり活動促進テーブル

## 第1回事業検討部会

### 会 議 録

日 時：2022年11月25日（金）午後1時30分開会  
場 所：札幌エルプラザ 2階 会議室1・2

## 1. 開 会

○事務局（木村市民活動促進係長） 本日は、お忙しいところをお集まりいただき、誠にありがとうございます。

これより、令和4年度市民まちづくり活動促進テーブル第1回事業検討部会を開催させていただきます。

会議を始めるに当たり、市民活動促進担当課長の島からご挨拶をさせていただきます。

○大島市民活動促進担当課長 市民活動促進担当課の大島でございます。

本日は、お忙しいところをお集りいただきまして、どうもありがとうございます。

5月に本部委員会でお集りいただいてから、事業検討部会の開催まで日が大分空いてしましまして、予定よりも遅れたスケジュールになっておりますことに、まずもっておわびを申し上げます。

また、本日、テーブルの上に資料もたくさんお配りさせていただいているのですが、事前に資料の送付をすることができませんで、本日、初見での会議になってしまうことについても、申し訳ございませんでした。

改めまして、この事業検討部会は、主にまちづくり活動促進基本計画の策定やその計画に位置づけられた事業の進捗管理などについての議論を担っていただいていた会議ですが、本日は、その計画に位置づけられている事業の中でも、事業の規模も大変大きく、市民活動団体にとっては財政的な支援の手段として大変大きな柱となっているさぼ一とほっと基金について、今後の見直しを含めて皆さんにご検討をいただきたいと考えております。

この後、事務局から資料に基づきまして詳しくご説明させていただきますけれども、本日の会議に先立ちまして、さぼ一とほっと基金の審査をさせていただいている審査部会の委員の皆様からご意見をお伺いするとともに、アンケートを通じてさぼ一とほっと基金を利用している団体からの要望なども聞いております。

皆様からいろいろなご意見を頂戴しているのですが、令和5年度に直ちに対応できるところはやや限定的になってしまうかもしれません。一旦、事務局として案を整理させていただきましたので、本日は忌憚なくご議論いただきたいと思っております。

また、令和5年度にすぐできることのほかに、令和6年度に皆様に計画の議論をしていただく中で、市民活動団体にとってどういう支援が必要なのか、そういうそもそもの目的などの考えを深める中でよりよい制度になるように、長いスパンで議論していただければと考えております。

今日の事業検討部会の議論を踏まえまして、次のステップとしましては、今日の事業検討部会の5名の皆様と審査部会の5名の皆様と10人そろった本部委員会を開催いたしまして、令和5年度のさぼ一とほっと基金をどのようにしていくかということについて、内容を確定してまいりたいと考えております。

今年度新たに委員になられた方も多く、制度についてもなかなか複雑で分かりにくいかと思っておりますけれども、丁寧にご説明してまいりたいと思っておりますので、どうぞご遠慮なく

質問、ご発言をしていただき、皆様方の市民感覚を反映させたような見直しができればと思いますので、本日はよろしくお願ひいたします。

○事務局（木村市民活動促進係長） 本日の会議は、公開で行われており、傍聴席に市民やマスコミの方がいらっしゃることもあります。また、この会議の内容は、後日、札幌市のホームページに会議録として掲載することとなります。そのため、各席に録音するための機器に接続したマイクを置かせていただいておりますので、発言される際はマイクを使うようお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

それでは、皆様のお手元にお配りした資料の確認をさせていただきます。

本日は資料が多くて申し訳ありませんが、まず、次第がありまして、その次に座席表、テーブル委員の皆様の名簿、それから、資料1-1、資料1-2、資料2-1から資料2-3までございます。また、参考資料として、参考資料1、参考資料2-1と2-1があります。最後に、さぼ一とほっと基金の令和3年度年報をおつけしております。

それでは、ここから議題に入っていきたいと思いますが、進行を土田部会長にお願ひいたします。よろしくお願ひいたします。

## 2. 議 事

○土田部会長 本日は、少し時間がかかる会議になると思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、議題（1）さぼ一とほっと基金の概要と制度見直しについてです。

事務局から説明をお願ひいたします。

○事務局（木村市民活動促進係長） ご説明いたします。

まず、本日は、今後のさぼ一とほっと基金の制度見直しについて協議いただくことを目的として会議を開催させていただいております。資料等がいろいろ複雑ですが、よろしくお願ひいたします。

まず、資料1-1、さぼ一とほっと基金の概要と制度見直しについてというA3判の資料をご覧ください。

この資料は、さぼ一とほっと基金の概要と、さぼ一とほっと基金の制度見直しの経緯についてまとめたものです。

まず、さぼ一とほっと基金について簡単に説明させていただきます。

1、さぼ一とほっと基金とは。

正式名称は札幌市市民まちづくり活動促進基金といたしまして、平成20年に施行された札幌市市民まちづくり活動促進条例に基づき設置したものです。

市民や企業からの寄附を札幌市が募り、町内会、ボランティア団体、NPOなどが行うまちづくり活動に助成することで、札幌市のまちづくり活動を財政的に支える制度です。

2、さぼ一とほっと基金の助成までの流れについてです。

（1）団体登録制度です。

さぼ一とほっと基金を利用するには、登録要綱に基づきあらかじめ団体登録を行う必要があります。

団体登録の要件として、市民まちづくり活動を行うことを主たる目的としていること、継続して1年以上の活動実績があること、構成員が10人以上であることなどがあります。

(2) 助成の種類及び申請手続です。

助成には、寄附の希望先に応じて、団体指定助成、分野指定助成、テーマ指定助成の3種類があります。

団体指定助成は、寄附者が団体を指定して寄附をしたものです。

分野指定助成は、寄附者が四つの分野を選び寄附をしたものです。

テーマ指定助成は、寄附者が被災者支援活動基金を選び寄附したものです。

助成を希望する団体は、交付申請書を提出し、市民まちづくり活動促進テーブル審査部会委員による審査を経て、交付決定されます。

(3) 助成の募集期間及びプレゼンテーション審査です。

先ほどお話しした②分野指定助成、テーマ指定助成については、例年、前期、後期の2回助成事業の募集をし、公開のプレゼンテーション審査を実施しています。スケジュールはご覧のとおりです。

例年、前期のものについては募集開始は2月くらいから3週間です。そして、4月に公開プレゼンテーションを実施し、5月からの事業実施としております。後期は、時期がずれまして、6月に事業の募集を開始し、公開プレゼンテーションを7月に実施しております。令和4年度の後期の公募事業については、9月以降の事業を助成対象として募集しておりました。

また、先ほど申しあげました団体指定助成は、毎月、書面審査を実施しております。

次に、(4) 助成対象事業、助成対象経費及び助成率についてです。

助成対象となる事業は、①営利を目的としない公益的な事業であること、②親睦やレクリエーションを主な目的としていない事業であることなどの要件があります。

助成の対象となる経費は、報償費、役務費、使用料・賃借料、備品費・消耗品費、旅費などで、飲食費や団体の維持運営に伴う人件費等の経常経費は対象外としています。団体指定助成とテーマ指定助成が10分の10助成ですが、分野指定助成は2分の1の助成です。なお、テーマ指定助成については、特別に人件費も対象経費としています。

(5) 事業報告です。

交付決定を受けた団体は、助成事業終了後1か月以内に事業報告をすることとしています。提出された事業報告書類の内容を事務局で確認し、その上で最終的に助成額を確定しています。

ここまでが、さぼ一とほっと基金の概要の説明となります。

一旦、ここで説明を中断させていただきたいと思います。

○土田部会長 ただいまの説明に対して、ご質問やご意見のある方はいらっしゃいますか。

(「なし」と発言する者あり)

○土田部会長 それでは、引き続き、事務局から、議題(1)の説明の続きをお願いいたします。

○事務局(木村市民活動促進係長) さぼ一とほっと基金の制度見直しについて協議いただく前に、補足として何点かご説明させていただきます。

引き続き、資料1-1になります。

3、さぼ一とほっと基金見直しの経緯についてです。

本基金運用開始後10年以上が経過し、市内の市民まちづくり活動の状況は変化しており、また、コロナ禍を契機として活動内容や実施方法の変化も多く見られる状況となりました。

助成団体から当課に寄せられたご意見も参考にしながら、5年ほど前からより使い勝手のいい制度にすることを念頭に見直しをしてきたところです。

このたびの見直しに当たっては、審査部会の委員の皆様から意見をいただくとともに、新型コロナウイルス感染症対策活動団体支援協議会によるアンケート調査を基に、同協議会の構成員である北海道NPOサポートセンターから見直しの提案を受けています。

4、審査部会から聴取した意見についてです。

参考資料1の協議事項取りまとめシートをご覧ください。

この資料は、10月21日に審査部会を開催し、そのときに委員の皆様から寄せられた意見をまとめたものです。

1番と2番と11番が助成対象経費について、3番から4番が助成金額の基準について、5番から8番と10番が申請・報告方法について、9番と12番がその他となっております。

詳細については、次の見直し案と併せてご説明させていただきたいと思います。

次に、5、新型コロナウイルス感染症対策活動団体支援協議会によるアンケートを基にした提案についてです。

参考資料2-1のさぼ一とほっと基金見直しについての提案及び参考資料2-2のさぼ一とほっと基金助成事業に関するアンケートについて(補足)をご覧ください。

まず、アンケートの概況についてご説明いたします。

今年の9月にさぼ一とほっと基金登録団体を対象にアンケート調査を実施し、回答数は346団体中171団体、回答率は49.4%となっております。

また、書面での調査のほか、追加で聞き取り調査も行っております。

アンケートの設問としては、助成金額、対象経費、助成率、申請・報告方法の負担等について尋ねました。

参考資料2-1をご覧ください。

このアンケート結果を踏まえ、①活動を展開・拡大する事業への助成枠の新設、②自己負担の撤廃もしくは縮小、③助成対象経費の拡大、④申請・報告の負担を軽減、⑤団体の

基盤強化につながる助成、以上の大きく五つの提案をいただいております。

次に、6、寄附・助成概況についてです。

資料1-2をご覧ください。

この資料は、分野、冠基金、テーマ指定などの公募助成と団体指定助成を分けて整理したもので、さぼーとほっと基金では、団体指定の寄附及び団体指定助成の助成額が多いことが分かります。

上のグラフをご覧ください。

助成額については、前年までの寄附状況、基金の残高、寄附収入と助成支出の均衡を勘案して決定しております。現状、公募においては100万円から200万円の4分野、そのほか、各企業等の冠基金の残高に応じて、1件当たり10万円から50万円の規模の事業を募集しており、これら公募での助成額は、表に示したとおり、例年平均で20万円前後となっております。これは、資料1-2の上の表で赤字にさせていただいている1団体当たりの平均額のことです。

次に、下のグラフをご覧ください。

寄附額については、その他、冠基金、団体指定の三つに色分けして整理をしており、オレンジ色で示しているその他への寄附額が少ないことが分かります。

さぼーとほっと基金について、令和3年度年報の1ページをご覧ください。

今、グラフで傾向を見ていただいたのですが、実際の数字としましては、寄附額は、令和3年度末累計で12億2,000万円に対して、これまで助成してきた累計額は約8億4,000万円でありまして、3億8,000万円の残額があるように見えます。しかし、この残額の中には、団体指定助成を受けてまだ活用していないもの、また、活用が低調な冠基金の残高が含まれており、実質的にすぐに使うことができる金額は1億円余ということで、それほど多いわけではありません。毎年7,000万円から8,000万円程度の助成を続けておりますが、これまでと同じ傾向で寄附が継続するのであれば、助成可能な金額に一定の制約があるのは致し方ない状況であり、助成の上限額や対象経費の見直しにおいては、助成枠全体を増やすために、財源としての寄附をいかに増やしていくかなど、幅広い観点から慎重に検討を進めていく必要があるものと考えております。

資料1-1に戻ります。

7、今後のさぼーとほっと基金の制度見直しについてです。

審査部会の委員から寄せられたご意見と、アンケート調査結果を踏まえてまとめられた提案では意見が合致していないものが多くあります。寄せられた意見は多岐に渡っており、中には、さぼーとほっと基金の制度の根幹から検討する必要がある事項もあると認識しています。

また、財政的な問題として、さぼーとほっと基金は寄附を原資に助成を行う制度でありますから、対象事業費の拡大や助成率及び上限額の拡充には、2分の1、50万円を上限に行っている現行の助成の枠組みを、例えば10分の10、100万円まで認めようとする

れば、財源としての寄附が毎年2,000万円から3,000万円程度、団体指定以外の寄附として増えなければ、これらを実現することは難しいと思われま

す。また、基金の目的を、初歩的な団体を育てることにするのか、中間層を支援するのか、ある程度まで育ったら本基金から卒業するものとし、利用できなくするのか、より大きな規模で活動できる団体を対象として社会課題解決に当たってもらうのかなど、どこを目標に設定するかという、グランドデザインと云えばいいのでしょうか、そういった議論をせずに個々の細かな課題を議論してもしようがないのではないかと考えるに至りました。

そのため、さぼ一とほっと基金の制度見直しについては、次期市民まちづくり活動促進基本計画の策定に向けた見直しの一環として、市の他部局の助成制度や他都市の類似制度、寄附者側のご意見、寄附と助成の収支の均衡など、幅広い観点から慎重に検討を進めることとしたいと考えております。

その一方で、さぼ一とほっと基金の現行の枠組みの延長で、短期に対応が可能と考えられるものもあり、今回は、短期に対応が可能と考えられる事項の見直し、改正の適否を今回の事業検討部会でご協議いただき、本部会議で決定していただきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

なお、本日、年報のご説明は割愛させていただきますので、後ほどご確認いただければと思います。この年報には、寄せられたご寄附と団体が実施した助成事業を紹介しております。

以上です。

○土田部会長 ただいまの説明に対して、ご質問やご意見のある方はいらっしゃいますか。

○池田委員 しばらく間が空いたので分からなくなってしまったのですが、そもそも市民まちづくり活動の促進に向けてのまちづくりの大きなテーマがあると思います。その大きなテーマに基づいて、この助成金がどう生かされているかというところの議論はされないのでしょうか。それがないと、最後におっしゃったように、末端の意見だけで終わってしまうような気がしますし、去年もあったと思いますが、そもそも名前からおかしいのではないかという議論もあったくらいですから、その辺をもうちょっと明確にさせていただきたいと思ひます。

例えば、市民まちづくり方針というものがあつたとして、それに対してさぼ一とほっと基金がどのように合っていないのかというところの説明をもう少し詳しくお願ひできますか。

○事務局（大島市民活動促進担当課長） 冒頭にご説明しましたが、この基金につきましては、市民まちづくり活動促進条例に基づいて、市民まちづくり活動を進めるために大きく四つの支援の柱を立てています。①財政的な支援、また、本日この会議室を使わせていただひていますが、②活動する場の支援、そして、③情報を正しくお伝えしていく支援、あとは、それらの④研修（人材育成）に関するような支援という四つの柱の

中の財政的な面での支援の柱となるのが、まさしくこの基金でございます。

そこで、条例となると大変大きいお話になりますので、5年ごとにスパンを決めて基本計画を定めており、その中でも目標を立てています。今は、「つなげる、連携する」、「参加を広げる」、「強化・支援する」という大きく三つの目標を立てていますが、一般の市民にとっては、寄附をすることでまちづくりに参加するという参加の側面と、活動している団体にとっては、それによって財政的支援を受けて自らの活動をさらに広げていくという側面という両面がある基金となっています。

そして、今後、5年後に向けての目標、テーマ、柱については、令和5年度中に計画を定めるための議論を皆様とともに進めていきたいと考えておりまして、まさにこの基金が何をメインターゲットにしていくのかということころは、ちょうど議論を進めなければならないという認識でございます。

○池田委員 申請手続の話は分かるのですが、それによってどういう効果を及ぼすかということ。資料1-1の1にあるように、町内会、ボランティア団体、NPOなどが行うまちづくり活動に助成するということですが、このまちづくり活動というのはどういう基準で決めていくのかということころが見えないので、助成制度の運用も随分変わってくるのではないかと思います。その辺りはどうでしょうか。

○事務局（大島市民活動促進担当課長） 町内会活動も含めて、まちづくり活動を盛んにしていきたいというところでは、総論一致というか、ご異論はないと思うのですけれども、この見直しの経緯にも書きましたとおり、市民まちづくり活動の状況がコロナも関係して刻々と変化しています。

一例として、子ども食堂の活動というのは、今、目立った市民まちづくり活動の一つではないかと思いますが、アンケートの中に、子ども食堂をしたいのに、食材が認められていないという意見がありまして、そういうことに対してどのように対応していこうかという議論をこれから申し上げたいと考えていました。

○池田委員 私たちも子ども食堂にいろいろ支援をさせていただいているのですけれども、それは、子どもたちを育成することなのか、生活を守るということなのか、その辺りはもう少し具体的な項目がいっぱいあったほうが助成制度を進めやすいのではないかと思います。NPOが行うまちづくりといっても、いろいろな形があると思うのです。それは、子どもたちのためなのか、資源のことなのか、いっぱいありますね。そういうところは、見えるものを定めていくことで、この助成制度がすごく運用しやすくなるのではないかと思います。そこがはっきりしないと、また同じように迷走していくのではないかと思います。その辺は、皆様のご意見もお聞きしたらいいのではないかと思います。

○土田部会長 今の池田委員のお話に対して、皆様からご意見をいただきたいと思います。

○下山委員 初めての参加で、まだ理解できていないところが多いですが、私の団体はボランティアが主の活動で、各区にある社会福祉協議会とはその話をよくします。子ども食



堂とか、お年寄りのサロンとか、地域の活動を把握しているのが社会福祉協議会だと思うのですが、そこと札幌市との連絡はどのように取られているのでしょうか。地域の活動の情報は札幌市に行っていると思いますし、それによっていろいろな助成金が生まれてくると思うのですが、その関係はどうなっているのでしょうか。

○事務局（大島市民活動促進担当課長） 札幌市の中にたくさんの助成制度がありますがけれども、さぼーとほっと基金は、NPOやボランティア団体など、その対象は広いです。ただ、札幌市が社会福祉協議会に一旦お金をお預けして、社会福祉協議会から地域に助成をするものは、保健福祉局において別な助成制度として運用されています。それについては、私どもも情報は共有しているのですが、保健福祉局において上限額や助成率を定めて運用されています。

今後の見直しに当たって、資料1-1の7の2行目に、市の他部局の助成制度や他都市の類似制度も比較検討して考えていきたいと書かせていただいたのは、まさにご指摘のとおり、ほかの部局でもボランティア団体などが使える制度を持っていまして、今の枠組みですと、市のほかの部局で助成を受けたものはさぼーとほっと基金と併用できませんという仕組みになっているため、活動団体として、この助成制度を使うのがいいのか、子ども食堂であれば子ども未来局が子ども食堂専用の助成金を持っているので、それを使うのがいいのか、ご利用しやすいように制度設計をしていきたいと考えております。

○吉岡副部長 先ほど、7番のところをご説明いただいていたけれども、今回、私たちが集まって検討するのは、現行の制度の手直しということですのでよろしいですね。根本のものについては、7の一つ目のポツにあるとおり、次期市民まちづくり活動促進基本計画の策定に向けた話し合いは別の機会にまた行うという理解でよろしいのでしょうか。

○事務局（大島市民活動促進担当課長） はい。

○吉岡副部長 その話し合いは次年度以降に行うということですね。今回、私たちは、現行で行われているものにプラスアルファするという若干の手直しで、現状に合った内容に見直していこうという話し合いをするというところまでですね。

○事務局（木村市民活動促進係長） そうです。

後ほど、資料2-1、2-2をご説明させていただいて、それぞれについてご意見をいただければと考えております。

○吉岡副部長 分かりました。

○土田部長 池田委員、よろしいですか。

○池田委員 分かってもらえないかもしれませんが、例えば、ボランティア団体に寄附しますといっても、札幌市で目指すものとして、スポーツ振興に力を入れたいとか、何に力を入れたいというものがあると思うので、それが明示されると、それに基づいた寄附制度の在り方が見えるのではないかという気がするのです。

例えば、町内会のまちづくり活動に支援するとか、これは何に適しているかということの一つ一つやっていくとなると、複雑化していくのではないかという印象が前からあった

のです。今日、それを議論するかどうかは別として、そこをそのままにしていくと、また同じように小手先だけの改善になって、また元に戻ってしまうのではないかと思っているのです。

○事務局（木村市民活動促進係長） 池田委員の問いにお答えいたしますが、的が外れていたら申し訳ありません。

何をするという明確なものがなければなかなか使われないのではないかと、そもそものグランドデザインがというお話だと思いますが、一例として、年報の3ページの上の分野指定と書いているところに、活動の種類を列記しています。昔はこの分野が19個あったのですが、細かくすることで逆に当てはまらないものが出てきたこともあって、現状は、赤字で書いている四つの分野で、例えば、保健、医療、福祉の推進に関するものにご寄附いただく場合はその分野に、そして、ここに当てはまる活動をする団体に対して、その寄附に集まったものの中から助成しますという扱いにしています。

ただ、逆に分野が広がっているところもあって、なかなか分かりづらいというご意見だと思いますが、一旦、ご寄附をいただくときに、こういう分野に使わせていただきますということで寄附を受けて、その分野の枠組みの中で、その活動に見合う申請をされた団体に助成する形で動いています。

○池田委員 それであれば、その分野に基づいて、合計の金額がどれだけあって、もっと寄与していったほうがいいのか、これはほかの分野に力を入れていこうとなるのか、そこはどうなるのかという話が次のステップになるのです。その辺りはどうでしょうか。

○事務局（木村市民活動促進係長） 今、詳細な数字は持ち合わせていないのですが、寄附の集まりぐあいで四つの分野が凸凹するのですけれども、助成をするに当たって、分野も何も指定せずにさぼーとほっと基金そのものに寄附していただくという選び方もあります。そこで凸凹があって、助成するに当たって寄附があまり集まっていないところを出して、色のついていないお金から色をつけて助成するというバランスを取っています。ご指摘いただいたとおり、こういうビジョンがあってお金を集めるということはしていません。

○池田委員 そういう基本的な入り口の議論をしておく、10分の10がいいとか、10分がいいという議論のところには価値判断がしやすいのではないかという印象を持ちました。そこが大事ではないかと思っております。

○吉岡副部長 池田委員のご意見に賛同いたします。そういう根本的な議論がないと深まっていけないですし、今ご指摘いただいたように、今、ここが大事だから、ここに寄附をお願いしたいということも発信していかないと、市民は分かりませんよね。貴重な寄附ですから、そういうところを大事にしながら運用していく、常に原点に立ち返って考えながらやっていくという池田委員の意見に賛成します。

○土田部長 ほかにございませんか。

○山口委員 私も、池田委員がおっしゃられたように、ビジョンというか、入り口のところが大事なので、そこを明確にしておかないと、どこにどれだけの寄附をとということが決

まっていかないと思いますので、そこを大事にしていいただければよろしいと思います。

○土田部会長 委員から意見をいただきましたけれども、先ほど事務局からありましたように、見直しに係る分は後ほどしっかりやるとして、今は年度の途中なので改善しなければならないところだけは進めていくということです。

それでは、この辺で次の議題に進んでよろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○土田部会長 それでは、事務局より、次の説明をお願いします。

○事務局(木村市民活動促進係長) 資料2-1、さぼーとほっと基金の課題及び見直し案をご覧ください。

この資料は、いただいたご意見の中から、さぼーとほっと基金の現行の枠組みの延長で、短期に対応が可能と考えられるものについてまとめたものです。

順にご説明いたします。

まず、冠基金の取扱いの変更です。

資料2-3をご覧ください。

この資料は、冠基金の助成状況をまとめたものです。

直近3年間、助成がないものについては網かけをして表記しています。一番上が工藤桂一まるやま動物園応援基金、次が明日佳グループスポーツ振興基金などです。

これは、令和3年度にも一度、促進テーブルで議論いただいた件となりますが、新しく就任された委員もいらっしゃいますので、簡単にご説明いたしますと、冠基金は、言わばネーミングライツのようなもので、一定以上のご寄附の場合に、例えば200万円ご寄附いただいた場合、50万円の公募枠で4年間寄附者のお名前を冠した基金を設置できるというような形のものですが、様々な要因で、当初想定した冠基金の設置期間を過ぎても残高が残ってしまっている場合があるのが課題となっております。この課題に対しまして、見直し案のとおり進めたいと考えております。

先ほどお話をしましたが、冠基金の用途が細かくて限定し過ぎるので、それと団体の申請がなかなかマッチしない場合があり、助成申請が低調になるということで、分野を大きく4分野までとしてはどうかと考えております。

また、基金の廃止条件についても、残額10万円未満としていたのですが、10万円未満となると、なかなか手を挙げにくいということがありますし、今まで10万円未満のものも廃止としていたのですが、実質、20万円だったとしてもなかなかできない事業があるかと思ひまして、廃止する条件を25万円に引き上げてはどうかと考えております。

新たに設置する冠基金については今申し上げたとおりですが、既存の冠基金に関しては、既存の基金設置者に状況について個別にしっかり説明して、同意を得ていくということだと思っております。

次に、登録要件の見直しについてということで、こちらは労働者協同組合の関係です。

令和4年10月に労働者協同組合法が施行されたことを踏まえ、労働者協同組合も特定非営利活動法人と同様にさぼーとほっと基金の登録団体となれるように、見直し案のとおり要綱を改正したいと考えております。

次に、対象経費の再周知について（食材費）です。

これは、参考資料2のアンケート③助成対象経費の拡大の提案を踏まえたものですが、現在、さぼーとほっと基金では、原則として、飲食費を対象外経費としているものの、子ども食堂の事業や食育等の体験事業における食材費は、備品費・消耗品費として対象経費として認めていましたが、周知不足等から、食材費については、対象外経費となると認識しているまちづくり活動団体が多く見受けられたため、見直し案のとおり、要綱を改正し、募集要項の対象経費の欄に食材費が対象経費となる場合があることを明記するほか、登録団体へメール等で周知したいと考えております。

続きまして、審査部会からのご意見を受けた見直しの案についてご説明いたします。

助成申請時の提出書類の見直しについて（団体概要書、構成員名簿の更新）です。

審査の際に、参考資料として委員に提供している団体登録時の団体概要書と構成員名簿が長期間更新されていないものが散見されるため、見直し案のとおり、助成金の申請時の提出書類として、最新の団体概要書と最新の構成員名簿を加え、適時適切に団体要件についても確認する仕組みを整えたいと考えております。

助成申請要件の見直しについて（さぼーとほっと基金の助成を受けている旨の明示）です。

交付決定通知書に同封している書類や、札幌市公式ホームページで、当該事業が助成金で実施している旨を広報物等に明示するようお願いしていますが、助成事業である旨の明示をしていない団体が散見されるため、見直し案のとおり、助成事業である旨の明示を必須とすることとし、申請様式に同意欄等を設けて、申請時に助成事業である旨の明示をする意思確認をすることとしたいと考えております。

次に、事業報告時の提出書類の見直しについて（写真または画像データ）です。

事業の経過または成果を証する書類等として、写真や作成したチラシ、成果物の提出を受けていますが、実際にどのような事業を実施したのか分かりにくいときがあるため、見直し案のとおり、事業報告時の提出書類に、活動の様子を撮影した写真または画像データを加えたいと考えております。

これら三つの見直しの趣旨としては、より多く寄附を集めていくために、助成を受ける団体やその事業についての情報発信を充実させていくものでございます。

次に、各種押印の取扱い変更についてです。

参考資料2のアンケート④申請・報告の負担を軽減との提案を受けまして、交付申請書や実績報告書への押印を不要とするよう要綱を改正したいと考えております。

助成申請書及び事業報告書等の様式の見直しについてです。

資料に三つほど記載しておりますが、これらについては、要綱、様式の適切な記載内容

を検討し、団体の負担軽減やより適正な制度運用につながるよう修正を行いたいと考えております。

なお、今挙げました三つのほかにも、今後、何点か修正を行うべきものが出てくる可能性があります。様式の変更等については、事務局に一任していただくとありがたいと考えております。

公開プレゼンテーションの開催についてです。

同じく参考資料2のアンケート④申請・報告の負担を軽減との提案を受けまして、今後の感染拡大の可能性を考慮するとともに、事業説明動画によるプレゼンテーション審査の実施や少額・継続事業のプレゼン省略など検討の幅を広げるため、要綱上、期限の定めを削除したいと考えています。

資料2-1の説明は以上です。

続いて、資料2-2の説明をさせていただきます。

この資料は、いただいたご意見の中で、さぼ一とほっと基金の現行の枠組みの大きな変更が必要で、短期的に課題を解決することが難しいと考えられるものをまとめたものです。

順にご説明いたします。

まず、上限額、対象経費、助成率等の拡充についてです。

さぼ一とほっと基金利用団体から、助成上限額、対象経費（特に人件費）、助成率の拡大を求める声がありますが、これらを拡大するためには現在の寄附に加えてさらに、年間2,000万円から3,000万円の寄附がコンスタントに寄せられる必要があります。直ちに制度を改正し、これらの拡充をすることは困難だと考えております。

なお、新型コロナウイルス感染症対策活動については、時限的に上限額、助成率、対象経費などを例外的に拡充した運用をしております。

この課題に対する現時点で考えられる解決策としては、令和5年度については、テーマ指定寄附に指定なしの寄附の一部を振替え加算し、令和4年度と同程度の新型コロナウイルス感染症対策支援活動助成を継続し、拡充による事業成果などを検証し、令和6年度以降の助成制度の在り方を検討すること。

また、町内会と連携しているという前提条件がありますが、上限200万円で人件費も対象経費としているネットワーク事業というものがあります。この事業の令和5年度の募集時期をなるべく年度当初にすることとし、より高額な事業型の助成ニーズに応えられるよう運用を工夫することを考えております。

次に、継続申請制限についてです。

公募において、継続して同一事業を申請できる上限額が累計200万円と設定されており、令和5年中に上限に達する団体から制限撤廃を求める声があることが想定されます。

この課題に対する現時点で考えられる解決策としましては、令和5年度から6年度にかけて上限に達する団体に対しては団体指定助成への移行、他の助成制度の利用など代替の資金調達について丁寧な説明を行うなど理解を深めつつ、令和6年度以降の適切な制限の

在り方を検討していくこととしたいと考えております。

備品、謝礼、役務費（委託）等に関する制限についてです。

事業費全体に比して、備品、謝礼、委託費等が高額過ぎるなど、より効果的な事業執行を促すべきと考えられる事業が散見されます。

この課題に対する現時点で考えられる解決策としては、引き続き審査部会委員からの質問、意見を通じて、よりよい助成事業となるよう促していくこと、過去からのよくある質問、意見について蓄積し、あらかじめ利用団体に周知するなど、より効果的方法を検討することとし、その上で、要綱において、金額や割合など経費ごとに一定の制限を設ける規定が必要か令和6年度以降に向けて検討していくこととしたいと考えております。

今、ご説明したものなどの短期的な課題解決が難しいものについては、次期市民まちづくり活動促進基本計画の策定に向けた見直しの一環として、市の他部局の助成制度や他都市の類似制度、寄附者側のご意見、寄附と助成の収支の均衡など、幅広い観点から慎重に検討を進めることとしたいと考えております。

私からの説明は以上です。

○土田部会長 ただいまの説明に対して、ご質問やご意見のある方はいらっしゃいませんか。

○池田委員 資料2-2の3番目の上限額が設定されているものですが、例えば、札幌市がこれにもっと力を入れていこうということになると、この制度は当てはまらないと思うのです。ですから、基準は何なのかによって助成の金額やあり方を決めていくというところに観点を置いたほうがいいのかというのがもともとの入り口の議論なのです。そこが決まらなないと、次に進んでいかないということになるのです。

全体を見てみると、委託料が高いとか、では、総事業の何%と決めているのか、あるいは、この事業は札幌市も力を入れたいので、そこはこういうふうに見直しをすとか、そういう議論をすべきであると思うのです。ですから、この一個一個よりも、その大きな方針を決めていったほうが良いと思います。

報告書についても、行政の人は言葉で書くけれども、1枚の紙の中で、ここは写真を貼ってもらう場所、ここは名前を入れてもらう場所というフォーマットをつくってあげると、皆さんもそれに基づいて入れやすいということになると思うので、そういうところの工夫も必要ではないかという印象を受けます。

昨日、たまたまち・カ・ホで食生活改善推進員協議会のイベントに行ってきたのですが、すごく大事な事業だなと思って見ていました。そして、これはどこから助成をもらっているのかと聞いたら、ほとんどみんなボランティアでやっているということなのですね。そして、この報告書は誰が書くのかと聞くと、会長が書くということなのですね。それだったら、細かく言うと印刷代がかかってくるのではないかと思うのです。ですから、報告書をつくる人には1万円のを認めるとか、あやふやなものを明確にしてあげることによって、この問題は解決していくのではないかという印象を受けました。

○事務局(大島市民活動促進担当課長) 少々補足で説明させていただきたいと思います。

そもそもどこを目指すのかという大きな話をしないで、枝葉末節な議論だけでは決まらないというのは、池田委員のご指摘のとおりかと思えます。ただ、助成金の募集については、毎年行っていかなければならないですし、まさに令和5年の助成は2月には始まるので、2月に募集を始める前に、直近で少しでも直せるところは直しましょうというのが本日のご提案、ご議論の趣旨でございます。

それを前提に、資料2-1は、変更の中でも要綱や要領といった役所的な規定を変えなければならないもの、資料2-2は、規定は変えないけれども、運用で改善ができるものというふうに大きく切り分けております。

池田委員がご指摘の、累計200万円に達したらその団体にはもう助成しませんという現行の上制限ですが、実は、平成29年度に同じようにアンケート調査などを札幌市で行いまして、その際に、さぼ一とほっと基金を利用する団体が固定化しているのではないかというご意見が多かったものですから、固定化を改善するため、200万円に達したらご卒業していただきましょう、そして新しい方たちに基金をご利用していただきましょうという趣旨で改善しました。ただ、実際に平成29年から今まで運用してみると、もっと利用し続けたいという声もあることが今回のアンケートで分かったので、その結論はどうしましょうかというところをもう少し深く検討していきたいと考えております。

ただ、今の決まりは決まりとしてあるので、できるとすれば、一旦、200万円に達してしまったら別の助成金を使っていたりとか、さぼ一とほっと基金の中でも、公募のところは200万円までというルールはあるのですが、団体指定助成だったら幾らまで使ったらあなたは打ち止めですというルールにかからないので、そちらに移っていただくなど、札幌市としても取り得る手段を丁寧にご説明していくという対応を現時点で考えられる解決案として書いたものです。

その次の助成の有効活用、備品、謝礼、役務費については、説明では割愛させていただいたのですが、審査部会において、参考資料1にあるご議論を見ていただくと、まさに池田委員がおっしゃるように、謝礼も1万円までがいいのではないかとか、基準がはっきりしていたほうが分かりやすくいいねというご意見がありました。ただ、1万円がいいのか、1日1万円なのか、1時間1万円なのかという深い議論になってくると、なかなかすぐには決められません。また、一般的な例で言えば1万円くらいなのだろうと思いつつも、人形劇を演じてくださるとか、音楽を奏でていただくとか、そういう専門性のあるものも本当に1万円なのかという議論も必要です。ですから、今回、幾らなのかという金額を定めるのは現時点ではやや難しいように思うので、審査部会の委員からは、各団体に、どうして謝礼はこんな金額なのかというやり取りが間々あるので、そういうQ&Aの積み重ねをほかの団体にも周知するような形で、皆さんが納得しやすい目安のようなものを示していきたいというのが現時点で考えられる解決策の趣旨でございました。

補足と言いながら長くなりましたけれども、そのような考えでおります。

○土田部会長 ほかにご質問、ご意見はございませんか。

○吉岡副部会長 資料2-2の見直し案ですが、おおむねこのとおりでよろしいのではないかと私は思っております。

一つ気になるところは、右の6番の写真や画像データを提出するというのは非常にいいと思うのですが、子どもを対象としたボランティア活動をするときに、顔が映らないようにとか、今はすごく配慮しなければならないのですが、活用の様子を広く知っていただくというところを使うことになると思うので、その辺りのことは事前に丁寧に説明してあげたほうがいいと思いました。

また、基本的な質問で申し訳ないですが、資料2-2の2番の現時点で考えられる解決策に、ネットワーク事業と書いています。これはどのようなことを指しているのか、教えていただけますか。

○事務局（木村市民活動促進係長） 当課で実施している事業に、NPOが町内会と連携して地域の課題を解決していくというものがあります。その割にネットワーク事業の資料等を添付してなくて申し訳ないのですが、NPOが大きい金額で事業を実施したいという意見があった場合に、そこへの対応策として使えるものになるということで書かせていただきました。

○事務局（大島市民活動促進担当課長） 補足ですけれども、土田部会長に、ネットワーク事業における助成の審査の場に委員として加わっていただいております。

具体の事業例としては、ITの技術を持っているNPOが地域のユーチューブチャンネルを町内会と一緒に運営しているとか、街中で企業が比較的多いような町内会において、企業市民といいますか、そういう方たちの活動を知ってもらうために、今まで町内会、老人会という形でやっていた場に企業の方に来ていただいて、企業の歴史などをお話ししていただくようなサロン活動という例があります。さらに、過去には、サロンでお話しいただいたことを冊子にまとめて町内会さんに配っていただく、そういうつなぎのところをNPOが担うという事業がありました。

土田部会長、そんな感じでよかったですでしょうか。

○土田部会長 そんな感じですが、ここ2年ほどはコロナでかなり停滞した状況です。今年は、上限200万円のものが1件ですが、地域の町内会活動で、町内会を構成するメンバーが違う地区があるのですね。例えば、中央区であれば、住民はあまりいなくて、マンションや企業ばかりのところもありますので、そこでの連携をどうするかということで、いろいろなイベントをやりながらその地域のことを知っていただき、それを冊子にまとめて会員に配るということをしています。ですから、会社の事務所なのだけでも、町内会に入ってもらおうということで苦労している地区もありますし、様々あります。

今回、上限200万円は、まさに子ども食堂ですが、審査する我々としては、いろいろ問題があるということで、差し戻しをしながら、再度、我々の疑問に答えていただきました。いいことをしてくれているのですけれども、飲食に関わる財源がないということで、



お弁当を提供するということですね。前もってメンバーを決めておいて、集まってくれるところに配付するということだったのですが、我々としては、長くやっていただきたいですし、食材や人件費にあまりこだわっていると、先ほど池田委員からありましたように、事業の内容によっては、まさに食のほうにお金がかかるという面がありますので、今後、そういうことをどのように解決していくのか。また、10回という制限がありまして、来年の3月までに10回やらなければならないということで、それが終わったらどうするのかという疑問も残っていました。

今後は、企業努力といいますか、NPOの努力で考えていってもらいたいということと、食品ロスの問題は、今はコンビニなども考えていますので、そんなことも含めて、ネットワークの場合も、一度いただいたので次回は休んでもらってという状況ですけれども、継続がいいのか、200万円という上限で一旦卒業していただくということは、場合によってはあり得ると私は思っています。

ほかに質問などはありませんか。

○山口委員 2点あります。

まず、資料2-1の2の対象団体拡充のところ、労働者協同組合については登録の対象の例外として、特定非営利活動法人と併記するという見直し案が提案されていますが、労働者協同組合においてどういう助成金対象の地域活動をするのかということ疑問に思いました。

もう一つは、参考資料1の最後の12番に、冠基金を設置している企業が同じ企業グループの市民活動団体に団体指定で寄附を行うことは、自分で自分に寄附するようなものであり、それで税制優遇の優遇を受けているというご意見がありました。これについて見直し案に載っていないというのは、今回は見直しをしなくてもいいという判断なのか、お聞きしたいです。

○事務局（大島市民活動促進担当課長） 労働者協同組合というのは、令和4年10月に新たにできた法人格です。今のNPO法人や一般社団法人などと並ぶ法人格の一つで、現在、札幌市にNPO法人から労働者協同組合になられた法人はまだないのですけれども、今、想定されるのは、（団体名）です。自分たちが出資し合って、意見も出し合って、実際に労働者として働いて組織を運営し、非営利の活動を行うという新たな枠組みで、労働者協同組合になるのではないかとされています。形としては、非営利活動を行うことは間違いありませんし、NPOと若干違うというのは、NPOは申請があって、役所が認証するという仕組みですけれども、より簡便に登録することができるという性質を持つ、新たな法人格であるにご認識していただければと思います。

そして、今のさぽーとほっと基金の規定ですと、新たな労働者協同組合という法人がさぽーとほっと基金の申請をできるというほうの仲間に入っていないので、実際に事業を申請なさるかどうかは分かりませんが、申請する可能性があるということから、登録できるという扱いを新たに書き加えたいという趣旨です。

○山口委員 労働者協同組合について、よく分かりました。ありがとうございます。

○土田部会長 ほかにありませんか。

○池田委員 資料2-2の3ですが、ある程度の上限になったらどうしようかという声があるということです。

私は、(団体名)に、四、五年、助成させていただいているのですが、そのときに、さぼ一とほっと基金に寄附しようと考えたのですけれども、それだと何年かで終わってしまうし、金額も大きいと。ですから、札幌市から見て、この事業は大切だ、継続して支援したいと思ったときに、特定のものに振り替えて申請を促すことで、目的を達せられるのではないかと思うのです。そういうことは民間の人たちが話し合っているだけです。そこに行政の目線があると、もっとスムーズに行くのではないかと感じました。

継続させたいのであれば、普通は金額ではなくて期間です。3年とか5年で独り立ちしてくださいということですね。でも、そうではない事業もあると思うので、そういう場合にはそちらに促してあげるとか、行政としての役割をもう少し明確に書き出すというのではないかと思います。こういう場合はこちらに振り替えると、この目的が達せられるのではないかという印象です。

○事務局(木村市民活動促進係長) ご指摘ありがとうございます。

今お話しいただいたことでは、実は、助成金を使って事業を実施している団体で、最初は冠基金の公募枠で事業を行い、その一連の流れで寄附のお礼やご挨拶をしていく中で、活動に賛同いただき、その後は冠基金設置者からさぼ一とほっと基金の団体指定寄附をいただくこととなったものがあり、また、団体指定寄附だったものがさぼ一とほっと基金を通さないで直接寄附をいただくという事例があります。

それに関するメリット、デメリットはいろいろあると思うのですが、さぼ一とほっと基金を通す寄附であれば、一般的に企業は税控除を受けられます。一方、団体へ直接寄附ということであれば、税控除を受けられない場合があります。それは、特定非営利活動法人から認定特定非営利活動法人ということで、最後の段階になりますと寄附をするときにも税控除を得られる場合があるので、全体の枠組みとしては、最初は任意団体で活動していつ、何年か助走をして力をつけて、特定非営利活動法人になって、その後、認定NPO法人になっていくという姿が一番望ましいといえますか、あるべき姿に近いと思うのですが、実際にこの制度ができて10年以上たっても、市内の認定NPO法人は18ということでそれほど数は多くありませんので、この助成金を使っている団体のご意見を踏まえてという形になっております。

ご指摘いただいた点は、そのとおりで、さぼ一とほっと基金は、正直に申し上げまして、現状では使い勝手が悪いところがあるかもしれません。人件費に使いたいと思っている団体であれば、使いにくいと思います。逆に、直接寄附をいただけるということになれば、制約が外れることで使い勝手がよくなるので、難しいところがあります。うまく周知して、団体指定助成をもらうようにしてくださいということでしたら、上限の話は一旦終わるも

のですから、そこはご指摘いただいたとおり、うまい周知方法や、この助成金を使って活動してくださる団体にご自身でもPRをしていただくよう促して進めてまいりたいと考えております。

○土田部会長 ほかにありませんか。

○吉岡副部会長 特定・認定NPOに移行することは、お金の面などですごくいいと思うのですが、それは札幌市のどこかの部署でお伝えするというところに取り組んでいるのですか。

○事務局（大島市民活動促進担当課長） 私どもの課に係長があと2人いるのですけれども、1人がNPO担当でございまして、そこにおいて、さぼ一とほっと基金同様、寄附をしたら控除対象になる認定NPO法人の設立、認証、申請について承っております。

○吉岡副部会長 私が伺いたいのは、窓口というよりも、それを働きかけるようなことはどちらでされているのかということです。

○事務局（大島市民活動促進担当課長） 働きかけにつきましては、認定NPO法人と普通のNPO法人のセミナーというか、交流会というか、認定になったノウハウをお知らせいただくような会を、年に1回、先ほど言いました係長のラインで開催しております。

○吉岡副部会長 もしかしたら、そういう情報を求めている市民がたくさんいるかもしれないので、その辺りも手厚く考えていくのがいいと思いました。

○事務局（大島市民活動促進担当課長） 山口委員からのご質問に対する回答が一つ漏れていました。団体指定寄附において、自分の企業の関連団体のようなところへの寄附が続く件に関する審査部会のご指摘がありました。これにつきましては、そもそも団体指定寄附とはどうあるべきかというかなり大きなお話になるので、本日の議論とは一旦切り分けております。そのため、それに対して令和5年に直ちに取扱いを変えるという見直し案には含めず、本日の資料には載せておりません。

○土田部会長 ほかにありませんか。

○事務局（木村市民活動促進係長） それでは、今ご議論いただいたことを踏まえて整理させていただきたいのですが、このようにしたらいいのではないかというご意見を何点か承ったと認識していますけれども、資料2-1や資料2-2の大枠についてはお認めいただけるということでよろしいでしょうか。

○土田部会長 委員の皆さん、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（木村市民活動促進係長） それでは、12月22日に予定している本部委員会の場で、事業検討部会からいただいた意見としてこの内容を報告させていただきます。

○土田部会長 それでは、時間がたっていますので、ここで10分間の休憩を取りたいと思います。

[ 休 憩 ]

○土田部会長 再開いたします。

次に、議題（２）新型コロナウイルス感染症対策市民活動についてに入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（木村市民活動促進係長） 去る11月14日に、令和4年度市民まちづくり活動促進テーブル第2回臨時審査部会が開催され、令和5年度以降の新型コロナウイルス感染症対策市民活動助成事業の進め方について、意見交換を行いました。

会議の中で、新型コロナウイルスについては、変異を続けており、まだ感染状況が収束したわけではないものの、ワクチン接種により重症化リスクが低減し、感染対策と社会経済活動の継続を両立させていくウィズコロナの状況に少しずつ移行してきていること、また、ウィズコロナの状況下では、あらゆる市民活動が新型コロナウイルス感染症対策市民活動の側面を持ち、今後、このテーマで助成している事業とその他の助成事業との差別化が難しくなることが想定されること、さらに、この新型コロナのテーマへの寄附も今年度の実績は0件という状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策市民活動助成事業については、令和5年度で寄附金を使い切って終了するべきとの意見が寄せられた。

また、同テーマには、現在、（金額）の残高がありますが、分野等の指定のない寄附を同テーマに振り替えて、令和4年度前期公募と同規模の募集枠650万円、1事業の助成額の上限を200万円、採択想定事業数を3事業から8事業として進めるべきとの意見がありました。

なお、事業実施後に同テーマに数万円から数十万円規模の残額が発生した場合は、分野等指定なしの寄附に残額を振り替えることとし、令和5年度をもって同テーマの助成を終了とすることが確認されました。

年報の3ページをお開きください。

上のほうに団体指定、分野指定、テーマ指定とありますが、ここで特別にテーマとして設けている新型コロナウイルス感染症対策市民活動についてのお話で、ここの残額が（金額）ほどあるものですから、来年度にどうしようかということです。

これについては、例えば、1事業だけ募集するというやり方もあるでしょうし、また、今年度は寄附が来ていないので、先ほど別のところでお話をしましたが、色のついていない寄附金からこちらに幾らか割り当ててこの事業を進めていくとか、今はウィズコロナの状況下で、より多くの事業がコロナの対策という側面を持ってきているので、令和5年度で終結する。事業の中にはお金を使い切らないで終わるものもあるので、最終的に残額があった場合は、過去にコロナの関係の市民活動ということで色のついていないお金を数千万円動かしした経緯がありますので、最後は色のついていないお金に戻すことでこれを使い切ってしまうということも考えられます。

説明は以上です。

○土田部会長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はございますか。

○吉岡副部長 新型コロナウイルス感染症対策市民活動というのは、どのような活動をされていたのでしょうか。

○事務局（大島市民活動促進担当課長） 資料1-2を見ていただきたいと思います。

令和2年度という黄色くついているところがコロナ助成となっていますが、このときは、大体3,000万円、新たに枠を設けました。そして、通常ですと2分の1助成で上限も50万円くらいまでしか認めていないところ、特別に10分の10の100%助成で、金額的にも200万円を上限とした事業を募集しました。

その結果、いろいろな事業が出てきたのですが、例えば、フードバンク活動や、コロナで家からなかなか出られず孤独になっている子育て中のお母さんたちを支援するような活動、高齢者にパソコンやスマホを教える活動というように、コロナで特に困っている人を助けようという事業がたくさん認定されました。

ただ、このときの3,000万円くらいは、コロナのテーマでの寄附が入ってきたわけではなくて、たまたま余剰金としてあった全く指定のない寄附の振り替えで行いました。その後、コロナのテーマを指定しての寄附が2年で600万円程度だったので、令和3年度は、お金があまりたまっていなかったため、募集をすることができず、令和4年に、資料の黄色のところですが、578万円で、5事業ほどを採択しています。

今、黄色いところのテーマ指定の助成の残額が（金額）ほどあるのですが、200万円が上限の事業となると、たった1事業しか採択できませんので、また指定なしの寄附から少し持ってきて、数百万円規模の枠の中から何事業かを令和5年度に募集して、それでコロナのテーマの助成はもうおしまいにしようと考えているということです。

委員の皆様には、令和4年度の末でのテーマでの寄附の募集を一旦やめて、事業実施の募集も令和5年度で一旦打ち止めにするということについて、何か問題があればご意見をいただきたいということです。

○土田部長 今の説明に対して、ご意見、ご質問はありますか。

○池田委員 そもそも、このテーマの設定はどういう形で生まれてくるのですか。

例えば、新型コロナウイルス感染症対策市民活動というテーマをどなたかが指定したのでしょうかけれども、それはどこで決められたのですか。その人に意見を聞くことが大事ではないかと思います。

また、その下にその他の災害被災者支援とありますけれども、選べる4分野のうちの災害救援との関係がどうなっているのでしょうか。

それから、この話は、やめるか、やめないかということですから、結構大事なことだと思うのですが、そのペーパーが出ていないのは、たまたまなのか、何か意図があったのかということを知りたいと思います。

○事務局（木村市民活動促進係長） まず、このテーマを指定したのは誰かということですが、最終的には私ども市のほうで設定しています。その際には、促進テーブルの会議にかけて、皆さんの意見も頂戴して進めております。

また、先ほどご説明しましたが、臨時審査部会というものがあります。本日は事業検討部会で、毎月、事業の審査をいただいているのが審査部会ですが、今回、新型コロナウイルス感染症に関しては、臨時審査部会を設けさせていただいて、NPOをはじめとした団体の状況を詳しく知っている方ということで、今日配付させていただいている委員名簿の一番下にある3名の臨時委員にご意見をお聞きして作ったものです。

また、テーマ指定の災害被災者支援と分野指定の災害救援が重なっているのではないかとご指摘がありましたが、テーマ指定に書いているものは、新型コロナウイルスと並んで、東日本大震災のテーマと北海道胆振東部地震のものを特別につくってしまっていて、そこを指しています。ご指摘をいただいたとおり、表現としては似ていますが、特別な枠として設けて、被災者支援というくくりでは残っているものですから、別建てで書いています。分野指定にある災害救援は、基本的な対策ということで動いているものに対してということで、東日本大震災などの特別なものとは線引きをさせていただいた経緯があります。

○池田委員 新型コロナウイルス感染症対策市民活動のことは、この部会で決めたということですか。あまり記憶がないです。

○事務局（大島市民活動促進担当課長） 令和2年度ですので、コロナが始まって緊急的に助成をしなければならないということで、メール会議か書面会議のような形で進められたかと思えます。そして、臨時審査部会の委員を急遽選びまして、この方々と札幌市で、今日のご説明でも申し上げている新型コロナウイルス感染症対策市民活動対策支援協議会という会議体をつくって進めさせていただきました。通常のテーブル会議の拡張版といいますか、新たな部会を中心に進めさせていただいた経緯がございます。

このたびのお話につきましては、本日の前に支援協議会を11月14日に開催しておりますので、同様に、そろそろウィズコロナの状況になってきているので、特定のテーマをいつまで続けるべきかというご意見を頂戴しておりました。今日お話をしましたとおり、そのテーマでの寄附もなかなか集まってきていないということも踏まえまして、令和5年度の終了が適当ではないかというご意見を頂戴しております。

○事務局（木村市民活動促進係長） また、資料がないことについてですが、何かを隠そうとしているわけではなく、こういう方向性で決まったということをご報告させていただくということで、特段の資料を設けませんでした。

分かりづらくて、申し訳ありませんでした。

○池田委員 これは報告なのですか。

○事務局（木村市民活動促進係長） 議題なのですが、内容としては、報告を差し上げて、そこについてということでしたので、詳細な資料を設けておらず、申し訳ありません。

○池田委員 これは、私たちが決めるものなのですか。

○土田部会長 この会議で承認を求めることになるのでしょうか。

○事務局（大島市民活動促進担当課長） 最終的には、次回の本部委員会です。令和5年度の助成はどういうふうに行うかという今日の見直しと、コロナをテーマとした助成は令

和5年度で最後とするというところも含めて、本部委員会で確定させていただきたいと考えております。

○吉岡副部長 令和5年度で使い切っていくということによろしいと思います。場合によっては、令和5年度はどんな方が手を上げるのかと思うと、状況が大分変わってきていますから、かなり限定的なのかなというイメージがあります。長く何年もやっていくものではないと思いますので、もしかしたら今年度で終了してもいいのかもしれないし、長くても令和5年度で終了するという方向によろしいと考えます。

○池田委員 これ自体をなくすということですね。

○事務局（木村市民活動促進係長） そうです。

○池田委員 私は、1年くらい残しておいてもいいような気がします。その後の処分に困るということですか。もう用をなさなくなるお金が1年間残るとということですか。

○事務局（大島市民活動促進担当課長） なかなか言いづらいところですが、かつてこのテーマ助成にあった東日本大震災と北海道胆振東部地震の助成について、昨年度の3月までテーマとして残していた結果、申請される方が少なくなってきて、お金は集まっているのだけれども、有効活用されないような状況が生まれていました。それを勘案すると、切りのいいところで締めるのがいいのではないかというのがご提案の趣旨でございます。

○池田委員 それについては、私も去年関わりました。実際に震災の助成金で、私は（団体名）の会長をやっているものですから、宮城県での販売と札幌での商品提供をやろうということになったのですが、東日本大震災関係以外は駄目だということで、ハードルが結構高くて、却下されて、残ったのです。そのときに、残ったものを一般に振り替える議決をすることが大事だという話をしたのです。今回の件も、新型コロナウイルス感染症対策のためにいただいたのだけれども、用がなくなったのであれば、ほかに振り替えますということをごどこかで議決することのほうが大事なのではないかと私は思いました。

それが、文章上、よくないのかと思って先ほど聞いたのですが、その辺は議論してもらったほうがいいと思います。できれば、来年度1年は置いて、もう使わないということになれば一般に振り替えるということをご承認いただく形でいいと思います。東日本大震災の関係も結構大きなお金ですから、そういうふうにはできるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○事務局（木村市民活動促進係長） 今ご指摘いただいたことも踏まえて検討したいと思います。

○土田部長 この件につきまして、ほかにご意見、ご質問はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○土田部長 なければ、本日の議事は以上になりますが、委員の皆様から全体を通して何かありませんか。

○池田委員 私は、札幌商工会議所の総務委員長という立場でここに出させてもらっていますが、次の期も総務委員長をやることになりましたので、またここにお世話になると思

います。

そこで、この委員会の在り方について、名前まで変えるとなると条例を改定しなければいけないということですが、せっかくいいシステムで、価値があると思いますので、いい委員会にしていくためにも、根本的なことをもう少し見直さなければいけないと思っています。これは決めていいものなのか、決めてはいけないものなのか、どこまで言っているのか、私たちの意見はどこに役立っているのかということが見えないような気がするので、ぜひ参考意見としてお聞きいただければと思います。

○事務局（木村市民活動促進係長） ありがとうございます。根本的な在り方を検討させていただきたいと思っています。

続けて、部会長、事務局から連絡事項をお伝えしてよろしいでしょうか。

○土田部会長 お願いします。

### 3. 連絡事項

○事務局（木村市民活動促進係長） 連絡事項は2点あります。

1点目は、本日協議会していただきましたさぼーとほっと基金の制度見直しに関するスケジュールについてです。

昨日の夕方から夜にかけて皆様にご連絡させていただきましたが、12月22日に令和4年度市民まちづくり活動促進テーブル第2回本部委員会を開催させていただきたいと思っております。

このときは、本日協議していただいたさぼーとほっと基金の現行の枠組みの延長で、短期に対応が可能と考えられる水色の資料と緑色の資料について報告させていただいて、本部委員会の場で皆様からご意見をいただき、要綱の改正等を進めていきたいと考えております。

2点目は、第4期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画という5年に一度策定している計画ですけれども、来年度が次期の基本計画の策定を進める年となっておりますので、例年以上に複数回、テーブル会議を開催させていただきたいと考えております。お忙しいところを大変申し訳ありませんけれども、ご協力いただきたいと思います。

なお、現計画の振り返りを踏まえて新しい計画を策定していくのですが、本日ご説明したさぼーとほっと基金の大枠の見直しといたしますか、大きなイメージを持った見直しを次期計画の中で進めていけたらと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

私からの連絡事項は以上です。

○土田部会長 今回の連絡事項について、ご意見やご質問はありますか。

○吉岡副部会長 今日いろいろな資料をいただいたのですが、この時間で読み切るのには難しいです。申し訳ないのですが、事前にメールなり郵送なりでもらえませんか。前の日のぎりぎりでもいいので、事前にいただければ、がっと思えます。今の時間だけで読むのは無理でした。



○事務局（木村市民活動促進係長） 次回から、事前に配付できるようにしたいと思います。大変申し訳ありませんでした。

○土田部会長 ほかにありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

#### 4. 閉 会

○土田部会長 それでは、以上をもちまして、市民まちづくり活動促進テーブル第1回事業検討部会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

以 上